

ウールマーク品質基準

品質基準 F-3 : 2013

ウールマーク製品の繊維混用率 アメリカ合衆国

この品質基準は、製品が他の該当する品質基準を満たすことを前提として、アメリカ合衆国で製造・販売されるウールマークブランド製品に適用される。同品質基準は、スレッドウェーストが含まれる場合を除き（「備考」を参照）、他国で製造され、アメリカ合衆国に輸入される製品にも適用される。

1. 新毛のみからなる製品
2. 新毛と以下の繊維からなる製品
 - a) 装飾上の目的で5%以下の非毛繊維を含む製品
 - b) 高級獣毛を含む製品
3. つま先とかかとの補強に非毛繊維を用いた新毛のソックス
4. 特定の部分を補強する目的で非毛繊維を用いた新毛の肌着
5. 特定の技術効果のため少量の非毛繊維を含む新毛製品

注

1. 「新毛」には、羊または子羊の羊毛から取った繊維が含まれる。製造者のスレッドウェーストの10%までがブレンドに含まれてもよいが（輸入製品の場合を除く）、そうでなければ、繊維は過去に紡績糸にされたか、フェルト化されたか、または完成品に組み込まれたことがあってはならない。
2. これには、フリースウール、スキンウール、未処理の羊毛のカーディングまたはコーミングの副産物として得られる緩く結合した羊毛繊維などのねじれていない柔らかい羊毛くず、破断したトップ、ノイル、ロービングウェースト、ローラーくずから取った羊毛繊維が含まれる。整形した羊毛、湿式または乾式仕上げプロセスから取り出した毛くず、羊毛わたマットレスから再生した繊維を含めることは認められない。
3. 偶発的な繊維状夾雑物の0.3%の許容誤差が認められる。これは繊維状である場合（非毛繊維が別の繊維の形態である場合）に限り認められる。夾雑物が糸として発生する場合や、過去に繊維が撚り合わせられたことが明らかである場合は認められない。
4. 「非毛繊維」には、新規状態のあらゆる繊維が含まれる。再生した非毛繊維は認められない。装飾を含む製品は、このことを製品ラベルに記載しなければならない（例：「新毛 100%（装飾を除く）」）。
5. 個々の（単）糸としてウール部分と密接混合される非毛繊維は一種のみとする。
6. 非毛繊維が技術効果のために含まれる場合、技術効果をラベルに明確に表記しなければならない。
7. 「高級獣毛」には、アンゴラヤギ（モヘア）、カシミアヤギ（カシミア）、ラクダ、アルパカ、ラマ、ビキュナが含まれる。アンゴラウサギの毛皮は含まれない。

ウールマーク品質基準

8. 高級獣毛が製品に含まれる場合、ウールマークラベルに情報を表記する必要はない。製品に「新毛 100%」のラベルを付けなければならない。高級獣毛が含まれていることは、追加（ウールマーク以外の）ラベルに記載される。
9. これらの製品にかかわる状況は複雑であり、本品質保証で簡単にまとめられる形式で説明することはできない。このような製品に関する問い合わせは、ザ・ウールマーク・カンパニーまで提出する。